埼玉県告示第七百七十七号

告　示

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二一―一六―五号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字木曽呂字弥右ェ門堤下千二百九十番二外三十八筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　三千二十四・〇四立方メートル

f508444cca25e66b9e03f2645f9112cd